

選挙管理委員会定例会次第

日時：令和8年3月2日（月）午前10時00分

場所：朝霞市役所 別館4階 選挙管理委員会室

1 開会

2 委員長あいさつ

3 会議録署名委員の指名

4 議題

選挙人名簿関係

議案第30号 選挙人名簿に登録する者を定めることについて

議案第31号 選挙人名簿から抹消することについて

在外選挙人名簿関係

議案第32号 在外選挙人名簿から抹消することについて

選挙管理委員会規程関係

議案第33号 朝霞市選挙管理委員会規程の一部を改正する告示について

サイバーセキュリティ関係

議案第34号 サイバーセキュリティを確保するための方針の策定について

5 その他

6 閉会

議案第30号

選挙人名簿に登録する者を定めることについて

公職選挙法第22条第1項の規定により選挙人名簿に登録する者を、次のとおり定めることについて議決を求める。

令和8年3月2日提出

朝霞市選挙管理委員会委員長 細田 昭 司

男	330人
女	269人
計	599人

議案第 31 号

選挙人名簿から抹消することについて

次の者は、公職選挙法第 28 条に該当するので選挙人名簿から抹消することについて議決を求める。

令和 8 年 3 月 2 日提出

朝霞市選挙管理委員会委員長 細 田 昭 司

男	362人
女	332人
計	694人

令和8年3月2日定時登録概要について

1. 選挙人名簿への登録について ※年齢登録者については（ ）の内書き

転入 令和7年10月27日～令和7年12月1日《転入届出日》

年齢 平成20年2月10日～平成20年3月2日《生年月日》

男	330 人 (49人)
女	269 人 (44人)
計	599 人 (93人)

2. 選挙人名簿からの抹消について ※死亡者については（ ）の内書き

転出等 令和7年10月8日～令和7年10月31日

死亡 令和8年2月8日～令和8年3月1日

男	362 人 (78人)
女	332 人 (56人)
計	694 人 (134人)

3. 市内転居について

令和8年2月19日まで処理

4. 選挙権を有する者の50分の1の数、6分の1の数及び3分の1の数について

地方自治法	第74条第1項 条例制定改廃	50分の1
地方自治法	第75条第1項 監査請求	50分の1
地方自治法	第76条第1項 議会の解散請求	3分の1
地方自治法	第80条第1項 議員の解職請求	3分の1
地方自治法	第81条第1項 長の解職請求	3分の1
地方自治法	第86条第1項 主要公務員の解職請求	3分の1
市町村の合併の特例に関する法律	第4条第1項 合併協議会の設置請求	50分の1
市町村の合併の特例に関する法律	第4条第11項 合併協議会設置協議の投票請求	6分の1
地方教育行政の組織及び運営に関する法律	第8条第1項 教育委員の解職請求	3分の1
	50分の1の数	2,393人
	6分の1の数	19,941人
	3分の1の数	39,882人

投票区別選挙人名簿登録者数等一覧表

令和8年3月1日現在

投票区	投票所	男	女	計	掲示場数
1	第一小学校	1,932	1,921	3,853	7
2	根岸台市民センター	4,087	4,124	8,211	8
3	内間木公民館	2,347	2,239	4,586	8
4	第四小学校	1,364	1,384	2,748	7
5	第五小学校	3,486	3,568	7,054	8
6	第六小学校	4,296	4,178	8,474	8
7	第一中学校	1,347	1,211	2,558	7
8	東朝霞公民館	3,095	3,178	6,273	8
9	第四中学校	2,142	1,986	4,128	7
10	宮戸市民センター	2,694	2,657	5,351	8
11	志木聖母教会	2,998	3,067	6,065	8
12	浜崎団地集会所	2,820	2,923	5,743	8
13	東朝霞保育園	2,666	2,690	5,356	8
14	栄町保育園	2,665	2,592	5,257	8
15	保健センター	4,070	4,270	8,340	8
16	根岸台保育園	1,955	1,927	3,882	7
17	弁財市民センター	3,030	3,107	6,137	8
18	第七小学校	3,729	3,794	7,523	8
19	膝折団地集会所	1,173	1,062	2,235	7
20	溝沼市民センター	2,810	2,693	5,503	8
21	西朝霞公民館	2,047	2,056	4,103	7
22	膝折市民センター	1,478	1,476	2,954	7
23	朝霞たちばな幼稚園	1,659	1,651	3,310	7
計		59,890	59,754	119,644	175

議案第32号

在外選挙人名簿から抹消することについて

次の者は、公職選挙法第30条の11に該当するので、在外選挙人名簿から抹消することについて議決を求める。

令和8年3月2日提出

朝霞市選挙管理委員会委員長 細田 昭司

男	1人
女	0人
計	1人

在外選挙人名簿登録者数

	男	女	計
令和8年2月8日現在 在外選挙人名簿登録者数	56	57	113
登録者数	0	0	0
抹消者数	1	0	1
令和8年3月2日現在 在外選挙人名簿登録者数	55	57	112

在外選挙人名簿登録者数の推移

	登録者数			前回比較増減		
	男	女	計	男	女	計
令和4年6月1日現在	60	54	114	—	—	—
令和4年6月21日現在	63	54	117	3	0	3
令和4年9月1日現在	59	52	111	△4	△2	△6
令和4年12月1日現在	54	51	105	△5	△1	△6
令和5年3月1日現在	53	50	103	△1	△1	△2
令和5年6月1日現在	51	51	102	△2	1	△1
令和5年7月3日現在	50	50	100	△1	△1	△2
令和5年7月19日現在	51	51	102	1	1	2
令和5年9月1日現在	50	51	101	△1	0	△1
令和5年10月30日現在	47	51	98	△3	0	△3
令和5年11月25日現在	48	52	100	1	1	2
令和5年12月1日現在	49	53	102	1	1	2
令和6年3月1日現在	49	54	103	0	1	1
令和6年6月1日現在	49	54	103	0	0	0
令和6年7月9日現在	50	54	104	1	0	1
令和6年8月7日現在	51	55	106	1	1	2
令和6年9月1日現在	51	56	107	0	1	1
令和6年10月9日現在	50	54	104	△1	△2	△3
令和6年10月14日現在	52	55	107	2	1	3
令和6年12月2日現在	50	51	101	△2	△4	△6
令和7年3月1日現在	51	51	102	1	0	1
令和7年6月1日現在	52	51	103	1	0	1
令和7年7月2日現在	56	53	109	4	2	6
令和7年9月1日現在	56	53	109	0	0	0
令和7年12月1日現在	55	57	112	△1	4	3
令和8年1月26日現在	58	58	116	3	1	4
令和8年2月8日現在	56	57	113	△2	△1	△3
令和8年3月2日現在	55	57	112	△1	0	△1

近隣市の状況

令和7年12月1日現在

	男	女	計
朝霞市	55	57	112
志木市	40	46	86
和光市	64	78	142
新座市	67	78	145

議案第33号

朝霞市選挙管理委員会規程の一部を改正する告示について

朝霞市選挙管理委員会規程（昭和39年朝霞市選挙管理委員会告示第4号）の一部を次のように改正することについて議決を求める。

令和8年3月2日提出

朝霞市選挙管理委員会委員長 細田 昭司

第21条第2項及び第3項並びに第22条第5項中「専門員」を「副主幹」に改める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

【参考資料】

朝霞市選挙管理委員会規程の一部を改正する告示

改正後	改正前
<p>(職の設置)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 前項に定めるもののほか、必要に応じて、事務局に参事、主幹、事務局次長、副主幹、係に主査、主任、主事及び主事補を置くことができる。</p> <p>3 事務局長は書記長をもって、参事、主幹、事務局次長、副主幹、係長、主査、主任及び主事は書記をもって充てる。</p>	<p>(職の設置)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 前項に定めるもののほか、必要に応じて、事務局に参事、主幹、事務局次長、専門員、係に主査、主任、主事及び主事補を置くことができる。</p> <p>3 事務局長は書記長をもって、参事、主幹、事務局次長、専門員、係長、主査、主任及び主事は書記をもって充てる。</p>
<p>(職務)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 副主幹は、上司の命を受け、指定された事項を調査研究し、処理する。</p> <p>6～9 (略)</p>	<p>(職務)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 専門員は、上司の命を受け、指定された事項を調査研究し、処理する。</p> <p>6～9 (略)</p>

【参考資料（改正前）】

○朝霞市選挙管理委員会規程

昭和39年4月1日

選挙管理委員会告示第4号

第1章 組織

（目的）

第1条 この告示は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第194条の規定に基づき、朝霞市選挙管理委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（委員長の選挙）

第2条 委員長は、委員会において委員の中から投票によりこれを選挙する。

2 前項の規定による選挙を行う場合において、委員長の職務を代理する委員に事故があるとき、又は委員長の職務を代理する委員がないときは、年長の委員が臨時にその選挙に関する事務を担当する。

3 委員会は、委員中に異議がないときは、第1項の選挙につき指名推選の方法を用いることができる。

4 指名推選の方法を用いる場合においては、委員全員の同意があった被指名人をもって当選人とする。

（公職選挙法の準用）

第3条 前条の規定により行う選挙については、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第46条、第48条、第68条第3項並びに第95条第1項本文及び第2項の規定を準用する。その投票の効力に関し異議があるときは、委員会がこれを決定する。

（委員長の職務代理者の指定）

第4条 委員長は、法第187条第3項の規定による委員（以下「委員長の職務代理者」という。）をあらかじめ会議に諮り指定しておかなければならない。

（当選人の告示）

第5条 当選人が当選を承諾したときは、委員会は直ちにその住所及び氏名を告示しなければならない。

（委員長が欠けた場合の選挙）

第6条 委員長が欠けたときは、その日から10日以内にその選挙を行わなければならない。

（委員長の任期）

第7条 委員長の任期は、委員の任期による。

(委員長及び委員等の退職)

第8条 委員長が退職しようとするときは、その理由を添えて退職願を委員長の職務を代理する委員に提出しなければならない。

2 委員及び補充員が退職しようとするときは、その理由を添えて退職願を委員長に提出しなければならない。

(委員長及び委員の退職等の場合の告示)

第9条 委員長又は委員が退職したとき、又は委員の欠員を補充したときは、委員会は直ちにその旨を告示しなければならない。

(所属党派の変更等に関する届出)

第10条 委員又は補充員は選挙権を有しなくなったとき、又はその属する政党その他の政治団体に変更があったときは、直ちにその旨を委員長に届け出なければならない。

(委員等の異動通知)

第11条 前条の届出があったとき、又は第5条及び第9条の告示をしたときは、委員長は速やかにその旨を市議会議長及び市長に通知しなければならない。

第2章 権限

(委員長の担当事務)

第12条 委員長は、おおむね次に掲げる事務を担当する。

- (1) 委員会の議決を経べき事件につき、その議案を提出すること。
- (2) 委員会の議決を執行すること。
- (3) 委員会に令達された予算の経理に関すること。
- (4) 事務局の職員の給与及び服務等に関すること。
- (5) 公印及び書類の保管に関すること。
- (6) その他委員会の庶務に関する事項

(専決処分)

第13条 委員会の権限に属する軽易な事項でその議決により特に指定したものは、委員長においてこれを専決処分することができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、委員長はこれを次の会議に報告しなければならない。

第3章 会議

(会議の種類)

第14条 委員会は、定例会及び臨時会とする。

- 2 定例会は、毎月1回開くことを例とする。
- 3 前項の定例会のほか、委員会はあるときは臨時に会議を開くことができる。

(委員会の招集)

第15条 委員長が委員会を招集しようとするときは、その旨を告示するとともに委員に通知しなければならない。

- 2 委員が委員会の招集を請求しようとするときは、文書をもってし、会議に付すべき事件を示してこれを委員長に提出しなければならない。
- 3 委員の全員の改選後初めて行う委員会の招集は、事務局長がこれを行う。

(委員会の日時、場所等の告示)

第16条 前条第1項の規定による告示及び通知には、委員会の招集日時、場所及び討議すべき事件を記載しなければならない。

- 2 前条第2項の規定により招集するときは、併せてその旨を記載しなければならない。

(出席不能の場合の届出)

第17条 委員は委員会に出席することができないときは、その理由を示して速やかに委員長に届け出なければならない。

(会議録の調製)

第18条 委員長は、書記をして会議録を調製し会議の次第を記載させなければならない。

- 2 会議録には、委員長及び委員長が指名した委員1人が署名しなければならない。

(議事の手続)

第19条 法令及びこの告示に定めるもののほか、委員会の開閉、議案の審議議決等の委員会の会議の運営については、朝霞市議会会議規則（昭和50年朝霞市議会規則第1号）の例による。

第4章 事務局

(事務局及び係の設置)

第20条 委員会の事務を処理するため、委員会に事務局を置く。

- 2 事務局に選挙係を置く。

(所掌事務)

第20条の2 前条の係において所掌する事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 選挙の管理執行に関すること。
- (2) 選挙の啓発に関すること。
- (3) 選挙人名簿の調製に関すること。

- (4) 最高裁判所裁判官国民審査法（昭和22年法律第136号）に関すること。
- (5) 検察審査会法（昭和23年法律第147号）に関すること。
- (6) 裁判員の参加する刑事事件に関する法律（平成16年法律第63号）に関すること。
- (7) 異議の申立て及び訴訟に関すること。
- (8) 直接請求に関すること。
- (9) 公印の保管に関すること。
- (10) 職員の人事及び服務等に関すること。
- (11) 庶務及び予算に関すること。
- (12) 文書の收受、発送及び整理保存に関すること。
- (13) その他選挙に関すること。

（職の設置）

第21条 事務局に事務局長、係に係長を置く。

- 2 前項に定めるもののほか、必要に応じて、事務局に参事、主幹、事務局次長、専門員、係に主査、主任、主事及び主事補を置くことができる。
- 3 事務局長は書記長をもって、参事、主幹、事務局次長、専門員、係長、主査、主任及び主事は書記をもって充てる。

（職務）

第22条 事務局長は、委員長の命を受け、事務局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

- 2 参事は、上司の命を受け、指定された事項を調査研究し、処理する。
- 3 主幹は、上司の命を受け、指定された事項を調査研究し、処理する。
- 4 事務局次長は、事務局長を助け、事務局長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 専門員は、上司の命を受け、指定された事項を調査研究し、処理する。
- 6 係長は、上司の命を受け、係の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 7 主査は、上司の命を受け、担任する事務を処理し、その事務を処理するため、職員を監督する。
- 8 主任は、係長及び主査を助け、係長及び主査に事故あるときは、その職務を代理する。
- 9 前各項に規定する職員以外のものは、上司の命を受け、係の事務に従事する。

（事務局長の専決事項）

第22条の2 事務局長は、次の事項を専決することができる。ただし、重要又は異例な事項については、この限りでない。

(1) 所属職員の出張命令に関すること。

(2) 次に掲げる休暇に関すること。

ア 所属職員の年次休暇及び夏季休暇

イ 所属職員の引き続き10日以内の特別休暇（夏季休暇を除く。）

ウ 所属職員の引き続き7日以内の病気休暇

(3) 所属職員の時間外勤務命令に関すること。

(4) 定例又は軽易な報告、回答及び通知に関すること。

(5) 選挙資料の収集に関すること。

(6) 情報の公開請求に対する可否の決定に関すること。

(7) 個人情報の開示請求等に対する可否の決定に関すること。

(8) その他庶務に関すること。

(併任と事務の委嘱)

第22条の3 委員会は、必要があるときは、他の事務部局の職員をその任命権者の承認を得て、委員会の職員として併任し、又は必要な事務を委嘱することができる。

(服務)

第23条 この章に規定するもののほか、職員の服務については、市長部局の例による。

第5章 文書の処理

(決裁)

第24条 文書は、事務局長を経て委員長が決裁を受けなければならない。ただし、第22条の2の規定により事務局長が専決できるものについては、この限りでない。

(文書類の閲覧)

第25条 文書類は、法令に特別の定めがあるものを除き、事務局長の承認を得たもののほかこれを閲覧に供し、又はその謄本を交付し、若しくは持ち出してはならない。

(文書の取扱い)

第26条 前2条に定めるもののほか、委員会の文書の收受、処理及び保存については、朝霞市文書規程（平成21年朝霞市規程第2号）の例による。

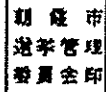
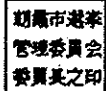

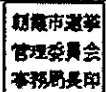
第6章 告示及び公印

(告示の方法)

第27条 委員会及び委員長の行う告示は、朝霞市役所前の掲示板に掲示してこれを行うものとする。

(公印の様式)

第28条 委員会、委員長、委員長の職務代理者及び事務局長の公印は、次のとおりとする。

名称	寸法mm	ひな形	書体	使用区分
朝霞市選挙管理委員会印	方21		てん書	委員会名をもって発する文書用
朝霞市選挙管理委員会委員長印	方21		てん書	委員長名をもって発する文書用
朝霞市選挙管理委員会委員長職務代理者印	方21		てん書	委員長職務代理者名をもって発する文書用
朝霞市選挙管理委員会事務局長印	方18		てん書	事務局長名をもって発する文書用

(公印の取扱い等)

第29条 この告示に定めるもののほか、公印の取扱いその他公印に関し必要な事項については、朝霞市公印規程（昭和42年朝霞市規程第1号）の例による。

附 則

この規程は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則（昭和45年選管告示第18号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和52年選管告示第44号）

この規程は、公布の日から施行し、改正後の第22条の規定は、昭和52年9月1日から適用する。

附 則（昭和58年選管告示第29号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和61年選管告示第2号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和61年選管告示第17号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成2年選管告示第22号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成5年選管告示第31号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成7年選管告示第61号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年選管告示第14号）

この規程は、平成8年6月1日から施行する。

附 則（平成9年選管告示第24号）

この告示は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年選管告示第15号）

この告示は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成18年選管告示第12号）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年選管告示第1号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年選管告示第41号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年選管告示第42号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年選管告示第40号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年選管告示第5号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年3月3日選管告示第6号）

この告示は、公布の日から施行する。

議案第34号

サイバーセキュリティを確保するための方針の策定について

朝霞市選挙管理委員会におけるサイバーセキュリティを確保するための方針について別紙のとおり定めることについて議決を求める。

令和8年3月2日提出

朝霞市選挙管理委員会委員長 細田 昭 司

朝霞市

情報セキュリティ基本方針（案）

目次

1	目的.....	1
2	定義.....	1
3	対象とする脅威.....	2
4	適用範囲.....	2
5	職員等の遵守義務.....	3
6	情報セキュリティ対策.....	3
7	情報セキュリティ監査及び自己点検の実施.....	4
8	情報セキュリティポリシーの見直し.....	4
9	情報セキュリティ対策基準の策定.....	4
10	情報セキュリティ実施手順の策定.....	4

1 目的

本基本方針は、本市が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するため、本市が実施する情報セキュリティ対策について基本的な事項を定めることを目的とする。

なお、本基本方針は、地方自治法上のサイバーセキュリティを確保するための方針として位置付けるものとする。

2 定義

(1) ネットワーク

コンピュータ等を相互に接続するための通信網及びその構成機器（ハードウェア及びソフトウェア）をいう。

(2) 情報システム

コンピュータ、ネットワーク及び電磁的記録媒体で構成され、情報処理を行う仕組みをいう。

(3) 情報セキュリティ

情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。

(4) 情報セキュリティポリシー

本基本方針及び情報セキュリティ対策基準をいう。

(5) 機密性

情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

(6) 完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。

(7) 可用性

情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

(8) マイナンバー利用事務系（個人番号利用事務系）

個人番号利用事務（社会保障、地方税若しくは防災に関する事務）又は戸籍事務等に関わる情報システム及びデータをいう。

(9) LGWAN 接続系

人事給与、財務会計及び文書管理等 LGWAN に接続された情報システム及びその情報システムで取り扱うデータをいう。

※LGWAN (Local Government Wide Area Network)：地方公共団体を相互に接続する行政専用のネットワーク

(10) インターネット接続系

インターネットメール、ホームページ管理システム等に関わるインターネットに接続された情報システム及びその情報システムで取り扱うデータをいう。

(1 1) 通信経路の分割

LGWAN 接続系とインターネット接続系の両環境間の通信環境を分離した上で、安全が確保された通信だけを許可できるようにすることをいう。

(1 2) 無害化通信

インターネットメール本文のテキスト化や端末への画面転送等により、コンピュータウイルス等の不正プログラムの付着が無い等、安全が確保された通信をいう。

3 対象とする脅威

情報資産に対する脅威として以下の脅威を想定し、情報セキュリティ対策を実施する。

- (1) 不正アクセス、ウイルス攻撃、サービス不能攻撃等のサイバー攻撃や部外者の侵入等の意図的な要因による情報資産の漏えい、破壊、改ざん、消去、重要情報の詐取、内部不正等
- (2) 情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、設計及び開発の不備、プログラム上の欠陥、操作及び設定ミス、メンテナンス不備、内部・外部監査機能の不備、業務委託管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的要因による情報資産の漏えい、破壊、消去等
- (3) 地震、落雷、火災等の災害によるサービス及び業務の停止等
- (4) 大規模又は広範囲にわたる疾病による要員不足に伴うシステム運用の機能不全等
- (5) 電力供給の途絶、通信の途絶、水道供給の途絶等のインフラの障害からの波及等

4 適用範囲

(1) 行政機関の範囲

本基本方針が適用される行政機関は、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会とする。

(2) 情報資産の範囲

本基本方針が対象とする情報資産は、以下のとおりとする。

- ① ネットワーク及び情報システム並びにこれらに関する設備及び電磁的記録媒体
- ② ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（これらを印刷した文書を含む。）
- ③ 情報システムの仕様書、ネットワーク図等のシステム関連文書
- ④ 朝霞市情報公開条例（平成13年朝霞市条例第25号）第2条第2項に規定する公文書

5 職員等の遵守義務

本市が保有する情報資産に携わる全ての職員、会計年度任用職員及び臨時的任用職員（以下「職員等」という。）は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、業務の遂行に当たって情報セキュリティポリシー及び当該ポリシーに基づき定められる実施手順を遵守しなければならない。なお、本市の業務委託を受けた外部委託業者等も、本市が保有する情報資産の範囲において同様に遵守する義務を負う。

6 情報セキュリティ対策

上記3の脅威から情報資産を保護するために、以下の情報セキュリティ対策を講ずる。

(1) 組織体制

本市の情報資産について、情報セキュリティ対策を推進する全庁的な組織体制を確立する。

(2) 情報資産の分類と管理

本市の保有する情報資産を機密性、完全性及び可用性に応じて分類し、当該分類に基づき情報セキュリティ対策を実施する。

(3) 情報システム全体の強靱性の向上

情報セキュリティの強化を目的とし、業務の効率性及び利便性の観点を踏まえ、情報システム全体に対し、次の三段階の対策を講じる。

- ① マイナンバー利用事務系においては、原則として、他の領域との通信をできないようにした上で、端末からの情報持ち出し不可設定や端末への多要素認証の導入等により、住民情報の流出を防ぐ。
- ② LGWAN 接続系においては、LGWAN と接続する業務用システムと、インターネット接続系の情報システムとの通信経路を分割する。なお、両システム間で通信する場合には、無害化通信を実施する。
- ③ インターネット接続系においては、不正通信の監視機能の強化等の高度な情報セキュリティ対策を実施する。高度な情報セキュリティ対策として、都道府県と市区町村のインターネット接続口を集約した上で、自治体情報セキュリティクラウドの導入等を実施する。

(4) 物理的セキュリティ

サーバ、マシン室、通信回線、職員等のパソコン等の管理について、物理的な対策を講ずる。

(5) 人的セキュリティ

情報セキュリティに関し、職員等が遵守すべき事項を定めるとともに、十分な教育及び啓発を行う等の人的な対策を講ずる。

(6) 技術的セキュリティ

コンピュータ等の管理、アクセス制御、不正プログラム対策、不正アクセス対策等

の技術的対策を講ずる。

(7) 運用

情報システムの監視、情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認、業務委託を行う際のセキュリティ確保等、情報セキュリティポリシーの運用面の対策を講ずるものとする。また、情報資産に対するセキュリティ侵害が発生した場合等に迅速かつ適正に対応するため、緊急時対応計画を策定する。

(8) 業務委託と外部サービス（クラウドサービス）の利用

業務委託を行う場合には、委託事業者を選定し、情報セキュリティ要件を明記した契約を締結し、委託事業者において必要なセキュリティ対策が確保されていることを確認し、必要に応じて契約に基づき措置を講じる。

外部サービス（クラウドサービス）を利用する場合には、利用にかかる規定を整備し、運用手順を定め、利用するサービスごとの責任者を定める。

(9) 評価・見直し

情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、定期的又は必要に応じて情報セキュリティ監査及び自己点検を実施し、運用改善を行い、情報セキュリティの向上を図る。情報セキュリティポリシーの見直しが必要な場合は、情報セキュリティポリシーの見直しを行う。

7 情報セキュリティ監査及び自己点検の実施

情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、定期的又は必要に応じて情報セキュリティ監査及び自己点検を実施する。

8 情報セキュリティポリシーの見直し

情報セキュリティ監査及び自己点検の結果、情報セキュリティポリシーの見直しが必要となった場合及び情報セキュリティに関する状況の変化に対応するため新たに対策が必要になった場合には、保有する情報及び利用する情報システムに係る脅威の発生の可能性及び発生時の損失等を分析し、リスクを検討した上で、情報セキュリティポリシーを見直す。

9 情報セキュリティ対策基準の策定

上記6、7及び8に規定する対策等を実施するために、具体的な遵守事項及び判断基準等を定める情報セキュリティ対策基準を策定する。

10 情報セキュリティ実施手順の策定

情報セキュリティ対策基準に基づき、情報セキュリティ対策を実施するための具体的な手順を定めた情報セキュリティ実施手順を策定するものとする。

なお、情報セキュリティ実施手順は、公にすることにより本市の行政運営に重大な支障を及ぼすおそれがあることから非公開とする。

附則 この基本方針は、平成17年1月12日から施行する。

この基本方針は、平成18年9月1日から施行する。

この基本方針は、平成19年4月1日から施行する。

この基本方針は、平成28年1月1日から施行する。

この基本方針は、令和2年2月1日から施行する。

この基本方針は、令和4年4月1日から施行する。

この基本方針は、令和5年5月1日から施行する。

この基本方針は、令和7年2月3日から施行する。

この基本方針は、令和8年4月1日から施行する。

【参考資料】

朝霞市情報セキュリティポリシーの改正について

1 改正の趣旨

(1) 「地方公共団体におけるサイバーセキュリティを確保するための方針の策定又は変更に関する指針（案）の策定について（通知）」を受け、サイバーセキュリティを確保するための方針として朝霞市情報セキュリティ基本方針を位置付けるとともに、市長以外の執行機関についても、市長と共同で策定する。

2 国の通知のポイント

(1) 「地方公共団体におけるサイバーセキュリティを確保するための方針の策定又は変更に関する指針（案）の策定について（通知）」

①サイバーセキュリティの確保について、地方公共団体の議会及び長その他の執行機関は、方針を定め、必要な措置を講じる。総務大臣は、方針の策定等について指針を示す。

②すでに情報セキュリティポリシーを策定している場合は、既存の情報セキュリティポリシーの基本方針について、総務大臣指針を十分に踏まえて必要に応じて見直したものの策定をもって、自治法上の方針に位置付けることも可能。

③自治法上の方針を策定又は変更した際は、公表が必要。

→すでに基本方針をホームページに掲載しているため、改正後にホームページを更新して対応予定。

④必要となる情報セキュリティ対策が概ね同様のものとなるなど別個の自治法上の方針を定めることが非効率となるような場合に、一つの方針を複数の執行機関で共同で策定することも可能。

→各執行機関に内部照会で意向を確認し、市長と共同で策定する。

3 朝霞市のセキュリティポリシー等への反映（改正案）

(1) 地方公共団体におけるサイバーセキュリティを確保するための方針の策定又は変更に関する指針を受け、基本方針を自治法上の方針とするほか、対象となる行政機関の範囲を明確化。

※スケジュールは、改正法施行日（令和8年4月1日）と同日の施行を予定。